

## 元の生活を返せ訴訟 第33回口頭弁論サマリー

元の生活を返せ・原発事故被害いわき訴訟：第33回口頭弁論，福島地裁いわき支部において開催

第33回口頭弁論：1月22日（火）9：50から

同時開催：第33回口頭弁論の説明会：八幡神社会館において（福島県いわき市平字八幡小路66-9 広田法律事務所の隣）

2019年1月22日

福島原発被害弁護団 共同代表 弁護士 小野寺 利 孝  
共同代表 弁護士 鈴木 堯 博  
共同代表 弁護士 広 田 次 男

### 第1 今回の期日の意義

本日の期日において、いよいよ原告本人尋問が始まります。今後も原告本人尋問が継続します。

いわき市民が、具体的にどのような損害を受けてきたかについて、原告自身が、自らの経験を述べます。

裁判所に、いわき市の実情を理解してもらうため、極めて重要な期日が続くこととなります。

### 第2 第33回口頭弁論の概要

#### 1 原告

4人の原告本人尋問を予定しています。その各原告の概要について説明します。

#### ①T. Aさん（女性）

Tさんは、2011年3月の原発事故当時、夫、10歳の長男、6歳の長女の4人ぐらしでした。もともとは宮城県に住んでいたが、ぜんそくや食物アレルギーを持つ子供達の生活のため、高野さんの実家が近く、自然豊かないわき市に移住した。祖父母も、孫のために無農薬野菜をたくさん作ってくれた。

その生活を、根本的に原発事故は破壊した。

事故直後は、正しい情報が分からない中、避難を実行するまで様々な葛藤があった。物資がなかなか入って来ないため、食物アレルギーをもつ子どもの母として、滞在し続けることも、避難することも、不安があった。

夫の実家である長野県に避難したが、食物アレルギーへの不理解、食材確保の大変さ、常に気を遣う生活、夫のみいわきに残ったことなどから精神的に追い詰められてしまった。

子どものこと、経済的なことから、平成23年12月末にいわき市に戻ってきた。しかし、子どもはアレルギー体質であることから、低線量被ばくの影響が出やすい

のではないかとの不安はずっと持っている。

いわき市に戻ってからも、以前のような生活はできないでいる。山、川、海は見るだけで、行くことはなくなった。孫のために生きがいとして作ってくれていた祖父母の野菜作りであったが、孫に食べさせないようにってしまった。外遊びをしなかった子どもの影響は今も残っていると感じる。

いわき市には、放射能について本音を話せないような雰囲気があり、また、避難をしたか、しなかったかで軋轢を感じることもある。

## ② S. Mさん (男性)

Sさんは、2011年3月の原発事故当時、臨月の妻と2歳の長男の3人ぐらしでした。サーフィンに興味にしていた若いお父さんでした。

原発事故当時、妻は出産予定日を過ぎていたことから、出産するまでは避難できません。隣近所は皆避難し、放射能に汚染された誰もいない町に自分たちだけが取り残されたという恐怖を感じていました。いつ陣痛が始まるかもしれない妻を一人にすることもできない。本当は妻を外気に触れさせたくなかったが、常に妻と行動を共にした。できる限り外気に触れないようにするため、臨月の妻と一緒に、車から建物へと走って移動し、生まれてくる子どものミルクを確保するためにと妻も一緒に店頭で並んだ。生きるために必死だった。

3月16日に妻が出産し、その2日後に山形県へ避難をしたが、経済的な事情から1か月程度でやむなくいわき市に戻った。

いわきに戻ってからは、被ばくを避けるため、子どもの外遊びをさせず、福島県産の食材を避け、飲料水は購入し、洗濯物の外干しもやめた。事故後は、仲間と海でサーフィンをすることも、子どもを海に連れていくことも一切していない。

自分たちの限りある経済事情の中、こうした様々な犠牲を払いながら、できる限りの工夫をしてきた。すべては子どもに健康で長生きをしてもらいたいから。

原発事故で失ったものは、こうした行動の自由のほか、人間関係だと思う。海はサーフィンをするためだけではなくて、仲間と交流する場所だったから。

このように、子どもを放射能による健康不安から守るために、今に至るまで必死に走り続けてきた若い夫婦の苦労を立証します。

## ③ S. Sさん (女性)

Sさんは、原発事故当時、出産予定日が2011年3月11日の臨月の妊婦でした。他の家族は、夫、11歳の長男、2歳の長女でした。

そして、3月13日に次女を出産しました。また、翌14日には、津波避難のために新生児を抱いて高台に歩いて向かった。そして、通常5日間の入院のところ、避難のために2日で退院した。

退院すると、いわきには人っ子一人いない状況で、物資も入って来なかった。特に、新生児のためにミルクやオムツ等が全く手に入らなかった。

避難するにも葛藤があった。首も据わっていない新生児を移動させて良いのか、

長男の卒業と中学入学が控えているのに避難して良いか。ガソリンも少なく、不安の中避難した。自動車内に放射能が入って来ないように、車の窓を開けないようにし、子どもにマスク等をさせた。

夫の妹の嫁ぎ先に避難した。既に6人いる家に、私達家族5人が押しかける形となった。新生児の夜泣きもあり、気遣いが絶えなかった。夫は仕事でいわきに戻ってしまい、ますます気疲れをしてしまった。産後であり、無理もできなかったが、それで余計に気疲れしてしまった。

友だちと離れたくないとの子どもの気持ちや、経済的な面からいわきに戻った。

いわきでは、事故前は山や海に行っていたが、全く行かなくなってしまった。事故後1年間くらいは、洗濯を部屋干ししたり、子どもの外遊びに気をつけたりしていた。現在も子どもたちの甲状腺がんが気になってしまう。

#### ④S. Kさん (女性)

Sさんは「自分自身について」と「保育園について」の二点について証言します。

(Sさん自身について) Sさんは、2011年3月の原発事故当時、夫、娘5人、義母の8人で生活していた。地震発生直後高台に避難して、11日夜には公民館に避難した。公民館で原発事故映像を見て、正しい情報も知識もなく、避難すべきかどうか不安でいた。ガソリンをなんとか確保し、東京に避難した。狭い部屋での避難生活で、特に子どもたちのストレスは大きかった。いわきに戻るか、避難を続けるか、葛藤していた。子どもたちの命と健康、子どもたちの生活、仕事や収入などを考え悩んだ。

いわきに戻っても、放射能と隣り合わせの生活で、不安な生活が続いた。水は2年間くらい購入し、事故前にしていた自家菜園はしばらくは全く再開できず、今も少ししかできていない。山菜採りもやめてしまった。

長女は、常磐線が不通となったために、仙台の東北福祉大への進学を断念した。

結婚や出産で何かあるのではないかと、遺伝的なダメージがあるのではないかと、子どもたちの将来が不安です。

(保育園について) さくらんぼ保育園の保育理念は、「子どもたちの全面発達を補償しながら、家庭と地域と保育園で子どもたちの成長をささえていく」です。

その理念のもと、たとえば、散歩や裏山の山登り、園庭での遊び、田んぼ仕事、畑仕事を重視している。また、どろんこ遊びや、園庭の山でのトンネルくぐりなどを行っている。

また、多数の行事を行っている。年長では合宿を5回行い、夏祭り、収穫祭、秋祭りといったお祭り企画を行っている。

これらのことが、2011年ではほとんどできなかった。裏山や散歩道などが子どもたちに危険をもたらすものになってしまった。それまでできていたことが急にできなくなり、特に2歳の子供たちはかんしゃくを起こすようになった。表土をはぎ、中の土と上の土を入れ替え、ガイガーカウンターで空間線量を測定しながら

散歩するなど、徐々に再開していった。

それでも、たとえば、給食の地産地消は現在もできないでいる。本当は地域との交流のためにも地元食材は使いたいが、保護者の声もあり、県外の食材を使用している。

## 2 東電

提出書面や証拠はない。

## 3 国

責任論（予見可能性）に関する第2 3準備書面と証拠を提出した。

## 4 第3 3回口頭弁論の進行

上記原告の①から④の順番で原告本人尋問が実際されます。

## 5 次回第3 4回法廷

2019年3月5日（火）

※朝から夕方まで原告本人尋問を予定しています。開始時間は午前9時50分を予定しています。

## 第3 訴訟そのものの概要

### 1, 原告

福島県いわき市の市民1,574人（1次822人／2次571人／3次181人）  
世帯数（1次336世帯／2次264世帯・内16は1次と重複／3次83世帯）

### 2, 原告の内訳

子ども1（本件事故当時、0歳から満18歳未満の者。事故当時胎児であった者を含む）（1次140人／2次78人／3次30人）

子ども2（本件事故後に懐胎・誕生した子）（1次8人／2次6人／3次5人）

妊婦（本件事故当時、妊娠していて分娩前であった人）（1次7人／2次4人）

一般（1次667人／2次483人／3次146人）

### 3. 請求内容

#### ①原告全員

事故後、被告らが、福島県いわき市全域において、空間放射線量が毎時0.04マイクロシーベルトとなる原状回復措置を行い、かつ、福島第一原子力発電所の廃炉が完了するまで、毎月発生する慰謝料を支払うこと。金額は、本件事故時点で18歳未満の者に対しては毎月8万円、それ以外の者に対しては毎月3万円。

#### ②本件事故後に懐胎・誕生した子どもを除く原告全員

慰謝料として金25万円。

#### ③本件事故当時妊婦であった原告全員

慰謝料として金25万円（②の慰謝料と合わせて合計50万円）。

なお、これらは全て、発生した損害全体の一部の請求という考え方です。

以上